

平成十八年十月二十六日提出
質問第一二四号

外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問主意書

一 過去に外務省は、報道内容が同省の利害に合致しないことを理由に当該報道を行った霞クラブに所属する記者の取材を拒否するいわゆる「出入り禁止」を行ったことがあるか。

二 二〇〇六年十月二十五日発行の夕刊フジは、同年同月十四日にテレビ朝日が行った「ドスペ！国民は怒っているぞ！血税バラまき真相スペシャル」の報道内容に関連し、

「こうした中、今回の番組でとぼっちりを受けたのがテレビ朝の外務省担当記者。麻生外相や谷内正太郎事務次官などへの取材からは締め出されているというのだ。

外務省側は引き続きテレ朝に謝罪を求めていく考え。バトルはしばらく尾を引きそうだ。」と報じているが、右報道を外務省は承知しているか。

三 外務大臣、外務事務次官がテレビ朝日の取材を拒否したという事実があるか。

四 三の事実があるならば、取材を拒否する法令上の根拠を明らかにされたい。

五 霞クラブに所属する記者の取材を外務省が拒否することは国民の知る権利を侵害する可能性があると思料されるところ、かかる外務省の対応が適切であるか否かについて政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。